

産業交流展企画選定委員会設置要領

(設置目的)

第1 産業交流展の運営を委託する業者の選定については企画提案方式とし、企画提案を審議し選定するため、産業交流展実行委員会設置要綱第11条に基づき、産業交流展実行委員会に産業交流展企画選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 産業交流展の企画提案について審査すること。
- (2) 産業交流展の企画提案について選定すること。
- (3) 委員会の運営に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、産業交流展実行委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は必要に応じて、前項に定める者以外の者を臨時に委員として指名することができる。

(委員長)

第4 委員長は、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、産業交流展実行委員会事務局次長がその職務を代行する。

(定足数)

第5 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審査基準)

第6 委員会における企画提案の審査については、別表2により、評価及び審査を行い選定することとする。

(委員会の事務)

第7 委員会の事務は、産業交流展実行委員会事務局で処理する。

(その他)

第8 本要領に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

	役職名
委員長	実行委員会事務局長 (東京都産業労働局商工部長)
委員	実行委員事務局次長 (東京都産業労働局商工部商工施策担当課長)
委員	東京商工会議所 ビジネス交流センター所長
委員	東京都商工会議所連合会 (町田商工会議所)
委員	東京都商工会連合会 地域振興課長
委員	東京都中小企業団体中央会 業務課長
委員	公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 総務課長
委員	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 経営企画部 経営企画室長

別表 2

1 審査方法

評価	得点(加重配分)		
	20 点満点	10 点満点	5 点満点
非常に良い	20	10	5
良い	16	8	4
普通	12	6	3
やや劣る	8	4	2
劣る	4	2	1
評価項目	(2) 出展者募集 (3) 来場者広報	(4) 出展者支援 (5) マッチング (6) 会場レイアウト・小間 装飾 (7) 関連事業	(1) 開催目的（目標） (8) オンライン展示会 (9) 効果検証 (10) 運営体制

2 選定方法

- (1) 「1 審査方法」に基づき、委員が審査する。
- (2) 審査に基づき、総得点による順位付けを行う。
- (3) 順位付けの結果を踏まえ、審議を行う。
- (4) 運営を委託する業者を選定する。
- (5) 審議により選定する業者が決定しなかった場合は、委員長の判断により決定する。